

## スウェーデンの子育て支援策

樋 口 修

- ① 1960年に2.13であったスウェーデンの合計特殊出生率は、1960年代後半以降逐次低下し、1983年には1.61となった。その後いったん2.14まで回復したものの、1990年代前半の経済危機の影響等を受けて再び下落し、1999年には1.50にまで低下した。しかし、その後再び上昇に転じ、2009年には1.94にまで回復している。2度にわたる合計特殊出生率の反転上昇の背景には、同国の、出産・子育てと就労の両立を支援する施策がある。
- ② 妊娠手当は、女性が妊娠により就労が困難又は不可能になったことに起因する所得の減少に対して、経済的保障を行う。
- ③ 両親手当は、経済的側面からの最も重要な子育て支援策であり、1人の子どもが生まれた場合、その出産・育児に際しての休業に対し、合計で最大480日分の手当が支給される。父親と母親が共同で子どもの監護権を持っている場合には、それぞれ2分の1（すなわち最大で240日分）ずつ、同手当の受給資格が与えられる。この受給資格は他方の親に移転可能であるが、各60日分は移転することができず、それぞれの親に留保される。両親手当には、男女均等な取得を促進するためのボーナス制度が設けられており、また、子どもを続けて出産することが、両親手当やその他の社会保険の給付水準の点で不利にならないよう、配慮がなされている。
- ④ 一時的両親手当は、子どもの出生時の立ち会い、12歳未満の子どもの看護等、特定の理由で、出産・育児に際して一時的に休業することに対して、経済的保障を行う。
- ⑤ 経済的保障面での子育て支援を行う制度としては、この他に、コミュニケーションの子育て手当、児童手当（子ども手当）、住宅手当、養育費補助、障害児介護手当等がある。
- ⑥ スウェーデンでは、幼保一元化が、教育政策に組み入れられる形で実現している。就学前教育や学童保育は、親の就業・就学を可能にすることと共に、安全な保育環境の下で子どもの発達と学習を促進することをその目的としており、教育的性格が強調されている。1歳から就学までの子どもを対象とする就学前教育には、プレスクール、教育的保育、オープン・プレスクールという3種類の活動が含まれ、12歳までの学童を対象とする学童保育には、余暇センター（自由時間の家）、教育的保育、開放余暇センター（開放余暇活動）という3種類の活動が含まれる。この他に、6歳児を対象とし、学校教育の一環として位置づけられる就学前学級（プレスクール・クラス）がある。
- ⑦ スウェーデンの保育率は、1歳児で49.5%であるが、2歳児～5歳児で90%以上、6歳児～8歳児で80%以上、9歳児で70%以上であり、極めて高い水準となっている。この背景には、共働き夫婦（dual-earner family）を前提とし、家庭と労働市場（仕事）の双方における男女同一の権利と義務を追求する、スウェーデンの家族政策がある。

# スウェーデンの子育て支援策

社会労働調査室 樋口 修

## 目 次

はじめに

### I 経済的保障

- 1 妊娠手当
- 2 両親手当
- 3 一時的両親手当
- 4 コミューンの子育て手当
- 5 児童手当（子ども手当）
- 6 その他の経済的保障面での子育て支援

### II 保育・教育

- 1 幼保一元化
- 2 就学前教育
- 3 就学前学級（プレスクール・クラス）
- 4 学童保育

おわりに

## はじめに

2009（平成21）年における我が国の合計特殊出生率（TFR）<sup>(1)</sup>は、2008（平成20）年と同率の1.37にとどまり、2006（平成18）年以降継続していた回復基調は停滞した<sup>(2)</sup>。1960年代以降、合計特殊出生率が低下傾向にあるのは、先進国に共通する現象であるが<sup>(3)</sup>、特に我が国の場合はその傾向が著しく、その合計特殊出生率は、表1及び図1で示すように、1974（昭和49）年に人口置換水準<sup>(4)</sup>を割り込んで以降ほぼ一貫して低下し、2005（平成17）年には、過去最低水準の1.26にまで落ち込んだ。その後はやや回復基調にあるものの、他の欧米諸国と比較して、我が国の合計特殊出生率は、なお低い水準にある<sup>(5)</sup>。

これに対して、欧米主要国の中には、フランスやスウェーデンのように、近年、TFRの回復を実現した国が見られる。表1及び図1で示すように、1960年に2.13であったスウェーデンのTFRは、1960年代後半以降逐次低下し、

1983年には1.61となった。その後、1990年に一旦2.14まで回復したものの、1990年代前半の経済危機に伴う所得の下落、失業の増大等を受けて再び下落に転じ、1999年には過去最低の1.50にまで低下した。しかし、その後再び上昇に転じ、2009年には1.94にまで回復している。また、フランスのTFRは、1993年、1994年に1.66まで低下したが、その後上昇し、2008年には2.00に達している<sup>(6)</sup>。

この、フランス、スウェーデンの両国は、共に、出産・子育てと就労の両立を支援する施策を進めているという、共通の特徴を有することが指摘されている<sup>(7)</sup>。

我が国においても、2010（平成22）年6月29日、政府の少子化社会対策会議で、国の今後の子育て支援のあり方を示す「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定されており<sup>(8)</sup>、同要綱は、その目的として、「出産・子育て・就労の希望がかなう社会」、「仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会」等の実現を掲げている。この目的を達成するための具体的

(1) 合計特殊出生率（期間合計特殊出生率：total fertility rate〔TFR〕）とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものと定義される。この数値は、仮に女性がこの年の年齢別出生率にしたがって子どもを生んでいった場合、生涯に生む平均の子ども数に相当する（厚生労働省編『厚生労働白書（平成18年版）』p.6.）。

(2) 厚生労働省「平成21年 人口動態統計月報年計（概数）の概況」2010.6.2. 同省ホームページ〈<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai09/index.html>〉なお、2010（平成22）年においては、出産適齢期の女性が減少する一方で、出生数が横ばいとなっているため、我が国のTFRは、2009（平成21）年の1.37を上回る見通しである（「人口自然減、初の10万人台突破」『産経新聞』2011.1.1.）。

(3) 内閣府『少子化社会白書（平成16年版）』pp.111-112.

(4) 長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準。この水準を下回ると人口が減少することになる。死亡率の低下、男女の出生性比等の違いにより変動するが、標準的な水準は2.1前後、近年の日本における値は2.07～2.08である。人口学の世界では、この水準を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義している（内閣府『少子化社会白書（平成20年版）』p.2.）。

(5) 内閣府『子ども・子育て白書（平成22年版）』pp.33, 42-44. ただし、直近のシンガポールのTFRは1.28〔2008年〕、韓国は1.19〔2008年〕、香港は1.06〔2008年〕、台湾は1.05〔2008年〕であり、これらの国・地域のTFRの低下傾向は、我が国以上に顕著である（同、pp.43-44.）。

(6) “Population and migration - Population - Total Population - Total Fertility Rates,” OECD, *OECD Factbook 2010: Economic, Environmental and Social Statistics*. 〈<http://dx.doi.org/10.1787/823625874732>〉（本稿のインターネット情報は、すべて平成22年12月27日現在のアクセスによる。）

(7) 内閣府 前掲注(5), p.42. ただし、そのアプローチの手法は両国で異なる。

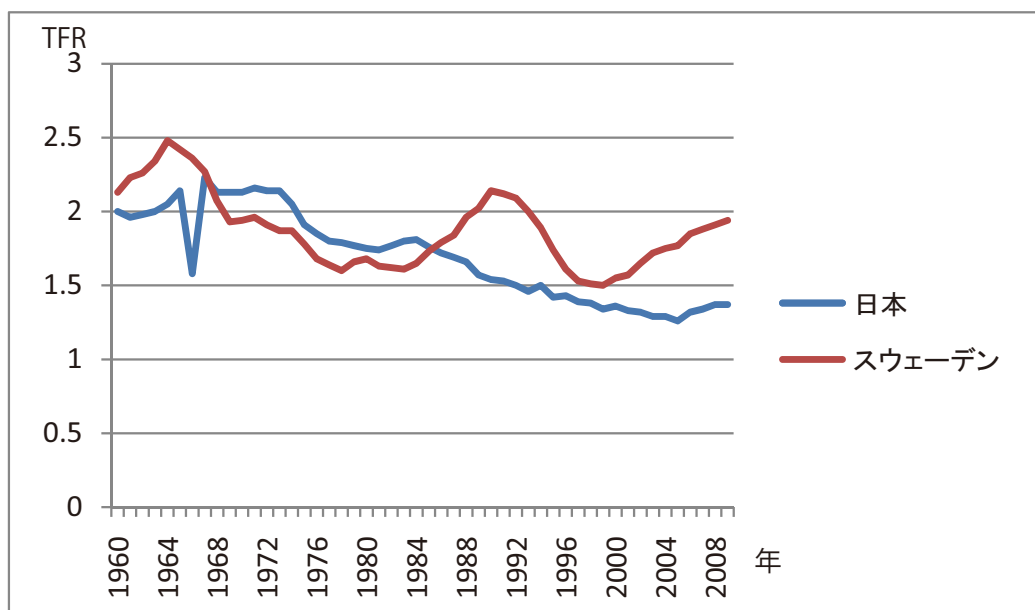
(8) 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）内閣府ホームページ〈<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/kettei10/pdf/s1.pdf>〉

表1 日本とスウェーデンの合計特殊出生率（TFR）の推移〔1960-2009年〕

年	日本	スウェーデン	年	日本	スウェーデン	年	日本	スウェーデン
1960	2.00	2.13	1977	1.80	1.64	1994	1.50	1.89
1961	1.96	2.23	1978	1.79	1.60	1995	1.42	1.74
1962	1.98	2.26	1979	1.77	1.66	1996	1.43	1.61
1963	2.00	2.34	1980	1.75	1.68	1997	1.39	1.53
1964	2.05	2.48	1981	1.74	1.63	1998	1.38	1.51
1965	2.14	2.42	1982	1.77	1.62	1999	1.34	1.50
1966	1.58 <sup>(注)</sup>	2.36	1983	1.80	1.61	2000	1.36	1.55
1967	2.23	2.27	1984	1.81	1.65	2001	1.33	1.57
1968	2.13	2.07	1985	1.76	1.73	2002	1.32	1.65
1969	2.13	1.93	1986	1.72	1.79	2003	1.29	1.72
1970	2.13	1.94	1987	1.69	1.84	2004	1.29	1.75
1971	2.16	1.96	1988	1.66	1.96	2005	1.26	1.77
1972	2.14	1.91	1989	1.57	2.02	2006	1.32	1.85
1973	2.14	1.87	1990	1.54	2.14	2007	1.34	1.88
1974	2.05	1.87	1991	1.53	2.12	2008	1.37	1.91
1975	1.91	1.78	1992	1.50	2.09	2009	1.37	1.94
1976	1.85	1.68	1993	1.46	2.00			

図1 日本とスウェーデンの合計特殊出生率（TFR）の推移〔1960-2009年〕

(表1を図示したもの)



(注) 1966年は、いわゆる「丙午」(ひのえうま)の年に当たり、わが国の合計特殊出生率は、一時的に減少した。

(出典) 日本：厚生労働省「平成21年 人口動態統計の年間推計」2010.1.1. 同省ホームページ〈<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikou09/index.html>〉ただし2009年の数値は、同「平成21年 人口動態統計月報年計(概数)の概況」2010.6.2. 同省ホームページ〈<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai09/index.html>〉スウェーデン：1960年、1970年、1975年、1980-2009年のデータは、Statistiska centralbyrån〔スウェーデン中央統計庁〕, “Summary of Population Statistics 1960 - 2009.” 同庁ホームページ〈[http://www.scb.se/Statistik/BE/BE0101/2010M08/be0101tab8samdrag\\_eng.xls](http://www.scb.se/Statistik/BE/BE0101/2010M08/be0101tab8samdrag_eng.xls)〉；その他の年のデータは、“Tabell 10 Summerad fruktsamhet (TFR) år 1900-2001.” Statistiska centralbyrån, *Hur många barn får jag när jag blir stor?: Barnafödande ur ett livsperspektiv*, 2002, p.95. 同庁ホームページ〈<http://www.scb.se/statistik/BE/BE0701/2000I02/BE51ST0205.pdf>〉による。

な子育て支援の制度を構築する上で、主要先進国、特に TFR の回復を実現した国の施策を把握・検討することは、意義を有するものであると考えられる<sup>(9)</sup>。

本稿の目的は、現在のスウェーデンにおける子育て支援策のうち、特に経済的保障と保育・教育制度について、その概要を紹介し、国政審議の参考に資することにある<sup>(10)</sup>。

なお、スウェーデンでは、2011年1月1日から、年金・疾病保険・子ども手当等の現金給付制度に関する社会保険関連の法律約30本を整理・統合した、社会保険法典 (Socialförsäkringsbalk (2010:110)) (スウェーデン法令全書 (Svensk författningssamling) 2010年第110号) が施行されている。同法典制定の主な目的は、制度の発展・改正に伴って複雑化した社会保険関連諸法を整理・体系化して、制度間で整合性のとれた、包括的な新しい社会保険法に置き換えることにある<sup>(11)</sup>。このため、同法典の内容は、正当な理由のない制度間の差異を是正するための若干の手続き的規定を除くと、従来の法律からの実質的な変更はほとんどないとされているが<sup>(12)</sup>、子育て支援策の根拠法、制度の名称等の一部については、同法典の施行に伴い、改正が行われている。本稿では、特に明記しない限り2010年までの制度について紹介し、社会保険法典の施行に基づく新たな制度 (以下、「新制度」という。) については、その旨明記した上で、2010年までの制度との違いを中心に紹介することとする。

## I 経済的保障

### 1 妊娠手当

#### (1) 制度の概要・受給資格

身体的に厳しい負荷のかかる業務 (例えば、重い物を持ち上げる業務) や、労働環境にリスクが存在する業務 (例えば、胎児に害を与える恐れのある有害物質と接触する業務) 等に従事している女性が妊娠し、当該業務の遂行が困難又は不可能になる場合には、雇用主はまず、当該女性を、企業内で、他の業務に配置転換する努力を行わなければならない。この努力にもかかわらず、配置転換が不可能であり、休業や業務軽減を行わざるを得ない場合には、当該女性は妊娠手当 (havandeskapspenning: [英訳] pregnancy benefit) を受給することができる (「一般保険に関する法律」(Lag (1962:381) om allmän försäkring) (スウェーデン法令全書 1962年第381号) 第3章第9条第1項及び第2項。新制度では社会保険法典第10章第2条及び同章第3条)。

すなわち、妊娠手当は、女性が妊娠により就労が困難又は不可能になったことによる所得の減少に対して、経済的保障を行う制度である。

なお、2011年1月1日から施行された社会保険法典の下で、妊娠手当は graviditetspenning と名称を変更している (日本語訳は、従前と同じ「妊娠手当」となる)<sup>(13)</sup>。

(9) フランスの子育て支援策について解説した文献としては、柳沢房子「フランスにおける少子化と政策対応」『レファレンス』682号, 2007.11, pp.85-105. <[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200711\\_682/068205.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200711_682/068205.pdf)> 等がある。

(10) スウェーデンの通貨はスウェーデン・クローナ (以下「SEK」という。) であり、2008年の対日本円平均為替相場 (IMF, *International Financial Statistics*, December 2009. に掲載されている、対米ドル年平均相場を円換算したものは、1SEK = 約15円68銭である。本稿では、SEK 建て表示の金額の規模を把握するため、参考値として日本円換算の金額を一部付記するが、その際の換算レートとしては、当該事象の発生年にかかわらず、この2008年の対日本円平均為替相場を使用する。

(11) Socialdepartementet [スウェーデン社会省], "Proposition Socialförsäkringsbalk," 2009.6.17. スウェーデン政府ホームページ <<http://www.regeringen.se/sb/d/12027>>

(12) *ibid.*

(13) 2011年1月1日の社会保険法典の施行に伴い、「一般保険に関する法律」は同日付で廃止された。



## (2) 支給期間

妊娠手当が支給される期間は、妊娠手当を受給する理由によって異なる。

身体的に厳しい負荷がかかる等のため、妊娠により当該業務を遂行する能力が4分の1以上低減することを理由として、妊娠手当を受給する場合には、最長で、出産予定日の60日前（同日を含む）から、11日前（同日を含む）まで、50日間分の給付を受けることができる（「一般保険に関する法律」第3章第9条第1項及び第3項。新制度では社会保険法典第10章第2条第1項、同章第6条及び同章第8条）。

他方、労働環境にリスクが存在するため、労働環境法（スウェーデン法令全書1977年第1160号）（Arbetsmiljölagen（1977:1160））第4章第6条の規定により、当該業務への妊娠期間中の就労が禁止されたことを理由として、妊娠手当を受給する場合には、就労禁止が行われた日（同日を含む）から、出産予定日の11日前（同日を含む）までの日数分の給付を受けることができる（「一般保険に関する法律」第3章第9条第2項及び第3項。新制度では社会保険法典第10章第3条第1項、同章第7条及び同章第8条）。

なお、出産予定日の直前10日間には、妊娠手当は支給されず、後述する両親手当の制度によって、経済的保障が行われる<sup>(14)</sup>。

## (3) 支給額

妊娠手当の1日当たり支給額は、

**1日当たり支給額＝（受給対象者の疾病手当の算出の基礎となる年間所得）×換算係数（0.97）×0.8÷365**  
の式で計算される。この式のうち、「受給対象者の疾病手当の算出の基礎となる年間所得」及

び「換算係数」の内容は、次のとおりである。

①受給対象者の疾病手当の算出の基礎となる年間所得（sjukpenninggrundande inkomst [SGI]: [英訳] sickness benefit qualifying annual income、以下「SGI」という。）

病気が原因で就労できない場合に支給される疾病手当（sjukpenning）の支給額の算出の基礎となる年間所得（SGI）は、妊娠手当等、他の休業給付に関する支給額の算出に際しても利用される。

SGIは、被保険者（支給対象者）が、その就労から得ることが見込まれる年間収入のことである（「一般保険に関する法律」第3章第2条第1項。新制度では社会保険法典第25章第2条）。ただし、SGIに関しては、価格基準額（prisbasbelopp: [英訳] price base amount）の7.5倍という上限額が設定されており（「一般保険に関する法律」第3章第2条第2項。新制度では社会保険法典第25章第5条第2項）、実際の年間収入がこの上限額を超過していたとしても、当該超過分はSGIには算入されず、したがって妊娠手当の給付額の増額にはつながらない。

価格基準額は、インフレーションが発生した場合でも、年金、疾病手当等の給付額の実質価値を維持するために使用される概念で、36,396SEK<sup>(15)</sup>に、（1998年の前年の）1997年6月における一般的な物価の状況と当該年の前年6月における一般的な物価の状況との関係を示す比率（具体的には、この2つの時点における消費者物価指数の比率）を乗じることによって、政府が毎年決定する（「一般保険に関する法律」第1章第6条第1項及び同条第2項。新制度では社会保険法典第2章第6条及び同章第7条）<sup>(16)</sup>。

(14) Försäkringskassan [スウェーデン社会保険庁], "Pregnancy benefit," 2010.1.12, p.2. 同庁ホームページ <[https://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk\\_publishing/Dokument/Publikationer/Faktablad/Andra\\_sprak/Engelska/havandeskapspenning\\_eng.pdf](https://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk_publishing/Dokument/Publikationer/Faktablad/Andra_sprak/Engelska/havandeskapspenning_eng.pdf)>

(15) 1998年の価格基準額。この金額は法律に明記されている（「一般保険に関する法律」第1章第6条第2項。新制度では社会保険法典第2章第7条）。

(16) Statistiska centralbyrån [スウェーデン中央統計庁], "Prisbasbeloppet för år 2010," 2009.7.9. 同庁ホームページ <[http://www.scb.se/Pages/PressRelease\\_\\_\\_276565.aspx](http://www.scb.se/Pages/PressRelease___276565.aspx)>; *ibid.*, "Prisbasbeloppet för år 2011," 2010.7.8. 同庁ホームページ <[http://www.scb.se/Pages/PressRelease\\_\\_\\_296821.aspx](http://www.scb.se/Pages/PressRelease___296821.aspx)>

なお、上記の方法により算出された金額は、それに最も近い 100SEK の単位にラウンドし（数値を丸め）、そのラウンドした結果を以て価格基準額とする（「一般保険に関する法律」第 1 章第 6 条第 2 項。新制度では社会保険法典第 2 章第 7 条）<sup>(17)</sup>。

2010 年の価格基準額は 42,400SEK であり、したがって、2010 年の SGI の上限額は、 $42,400\text{SEK} \times 7.5 = 318,000\text{SEK}$ （約 499 万円）になる。なお、価格基準額は、2011 年には 42,800SEK に増額されたため、同年の SGI の上限額は、 $42,800\text{SEK} \times 7.5 = 321,000\text{SEK}$ （約 503 万円）になる<sup>(18)</sup>。

## ② 換算係数 (omräkningsfaktor)

換算係数は、上記の SGI を（減額の方向で）修正することにより、公正な給付を実現し、また、高い所得代替率で補償を実施することに起因する不正受給の可能性を減少させることを目的として、2007 年 1 月 1 日から導入された係数であり<sup>(19)</sup>、「一般保険に関する法律」第 3 章第 2c 条（新制度では社会保険法典第 10 章第 10 条及び第 28 章第 7 条第 1 号）で規定されている。

2007 年 1 月 1 日の新規導入当初の換算係数は 0.989 であったが、2008 年 1 月 1 日以降は 0.97 となっている。換算係数は 1 より小さいため、算出の際にこれに乗じることにより、支給額は小さくなる。

このように、妊娠手当の 1 日当たり支給額は、上限額が設定されている SGI に、換算係数 0.97 を乗じて減額した金額の 80% を、365 で割る（1SEK 未満の端数は四捨五入して、直近の 1SEK 単位にラウンドする）ことによ

て算出される（「一般保険に関する法律」第 3 章第 4 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項及び同章第 9a 条第 3 項。新制度では社会保険法典第 10 章第 10 条、第 28 章第 7 条第 1 号、同章第 10 条第 1 項及び同条第 2 項）。したがって、その支給水準（所得代替率）は、実際の年間収入が SGI の上限額以下の場合でも、従前の実際の収入の 77.6% の金額にとどまる（ $0.97 \times 0.8 = 0.776$ ）。実際の年間収入が SGI の上限額を超過している場合には、支給水準（所得代替率）は、更に低下することになる。

なお、全日就労することが不可能であっても、1 日の一部分だけ就労することが可能である場合には、その就労不能の程度に応じて、4 分の 3 の金額の妊娠手当、2 分の 1 の金額の妊娠手当、4 分の 1 の金額の妊娠手当を、それぞれ受給することができる（「一般保険に関する法律」第 3 章第 9a 条第 3 項（同章第 7 条第 2 項の疾病手当に関する規定を準用）。新制度では社会保険法典第 10 章第 4 条）。

## (4) 受給手続

妊娠手当は、申請に基づき、スウェーデン社会保険庁の審査を経て給付される（「一般保険に関する法律」第 3 章第 9a 条第 1 項。新制度では社会保険法典第 8 章第 5 条、第 110 章第 4 条第 1 項）。妊娠手当の支給を希望する者は、同人が妊娠していることを示す「妊娠証明書 (moderskapsintyg: 妊産婦保健センター (mödravårdscentral: MVC) 受診の際に交付される)」、雇用者が同人を配置転換させるあらゆる可能性について検討したことを証明する「配置転換に関する申立書 (utlåtande om

(17) *ibid.*, 2009.7.9. 例えば 2010 年の場合、2009 年 6 月の消費者物価指数（1980 年 = 100）は 300.17、1997 年 6 月の消費者物価指数は 257.38 であった。このため、2010 年の価格基準額は、 $36,396 \times (300.17 \div 257.38) = 42,446.92\text{SEK}$  と計算されるが、最も近い 100SEK の単位にラウンドするという法律の規定により、実際の価格基準額は 42,400SEK となる。

(18) *ibid.*

(19) *Utgiftsområde 10: Ekonomisk trygghet vid sjukdom och handikapp, prop.*（政府提出政策案）2006/07:1, p.38. スウェーデン政府ホームページ〈<http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/06/96/26/fa5d1ddb.pdf>〉

omplacering)」を添付して、スウェーデン社会保険庁に申請する。労働環境法により、申請者がその仕事を継続することが禁止される場合には、雇用者はそれを証明しなければならない。

審査の結果、スウェーデン社会保険庁が、申請者が妊娠手当を受ける権利があると判定した場合には、同庁から申請者に対して「妊娠手当請求書」(begäran havandeskapspenning) が送付される。これに記入して同庁に送付することで、支給が行われる。

#### (5) 支給実績

2009年における妊娠手当の受給者数は24,003人で、延べ取得日数(全日換算)<sup>(20)</sup>は、924,783日、支給総額は4億7789万7000SEK(約75億円)であった<sup>(21)</sup>。前述のように、妊娠手当の1日当たり支給額は、受給対象者の年間所得に基づいて決定されるため、その金額は受給者により異なるが、この支給実績から計算できる、妊娠手当の1人1日当たり平均支給額(全額支給の場合)は、516.77SEK(約8,100円)となる。

## 2 両親手当

### (1) 制度の概要

両親手当(föräldrapenning: [英訳] parental benefit)は、出産・育児休業時の経済的保障を行う制度であり、経済的側面からの最も重要な子育て支援策となっている。1人の子どもが生まれた場合、合計で最大480日分の両親手当が支給される(「一般保険に関する法律」第4章第1条第1項及び同章第3条第1項。新制度では社会保険法典第12章第2条第1項及び同章第12条第1項)。なお、

両親手当は、子どもを養子縁組した場合にも支給される(「一般保険に関する法律」第4章第5条。新制度では社会保険法典第12章第8条)。

両親手当は、子どもの親、又は子どもの監護権を法的に有する者に支給される(「一般保険に関する法律」第4章第1条及び第2条。新制度では社会保険法典第11章第4条及び第12章第2条)。更に、両親手当は、養子縁組の目的で子どもを新たに受け入れた者(すなわち養親)、子どもの親と永続的に同居しておりその親との間に子どもを儲けている(いた)者、その親と結婚している(いた)者又はその親の登録されたパートナーである(あった)者に対しても支給される(同上)。

### (2) 支給日数・支給期間・受給資格

前述のように、出産・育児(子どもの世話)のため休業する親に対しては、1人の子どもが生まれた場合、合計で最大480日分の両親手当が支給される(多胎出産の場合には、割増給付がある)。

父親と母親が共同で子どもの監護権を持っている場合には、父親と母親に、それぞれ2分の1(すなわち最大で240日分)ずつ、両親手当を受給する資格が与えられる(「一般保険に関する法律」第4章第3条第1項及び第3項。新制度では社会保険法典第12章第15条)。

この受給資格のうち、各60日分は、父親・母親にそれぞれ留保され、もう一方の親に移転することはできない(いわゆる「ママの月、パパの月」(mamma/pappa månad))。しかし、留保分以外の受給資格については、スウェーデン社会保険庁に書面で通知することにより、一方の親

(20) 受給日数を、4分の3の金額の妊娠手当については0.75日、2分の1の金額の妊娠手当については0.5日、4分の1の金額の妊娠手当については0.25日として換算した日数。

(21) 受給者数と延べ取得日数については、Försäkringskassan [スウェーデン社会保険庁], "Havandeskapspenning: antal försäkrade som uppburit ersättning och antal dagar." 同庁ホームページ <[http://statistik.forsakringskassan.se/rfv/html/HP\\_Tab\\_2\\_1\\_2009.html](http://statistik.forsakringskassan.se/rfv/html/HP_Tab_2_1_2009.html)>; 支給総額については、Försäkringskassan, "Havandeskapspenning: antal försäkrade som uppburit ersättning, antal nettodagar och belopp i 1 000-tal kronor med fördelning efter län 2009." 同庁ホームページ <[http://statistik.forsakringskassan.se/rfv/html/HP\\_Tab\\_2\\_2\\_2009.html](http://statistik.forsakringskassan.se/rfv/html/HP_Tab_2_2_2009.html)> による。



から他の親に移転することが可能である（「一般保険に関する法律」第4章第3条第6項。新制度では社会保険法典第12章第17条）。

ただし、両親手当を受給する資格が与えられるのは、子どもの世話を主として行う、1人の親に対してである（「一般保険に関する法律」第4章第1条第1項及び同章第4条第1項。新制度では社会保険法典第12章第2条第1項及び同章第3条<sup>(22)</sup>）。1人の子どもに対して、両親が同時に両親手当を受給することはできない<sup>(23)</sup>。すなわち、両親が同時に休業して1人の子どもの育児を行う場合には、一方の親だけが両親手当を受給することができ、他方の親は受給することができない。

出産前で実際に世話をしている子どもがいない親に対しては、特別の事情がない限り、両親手当を受給する資格は与えられない（「一般保険に関する法律」第4章第4条第3項。新制度では社会保険法典第12章第4条）。ただし、妊娠中の女性は、出産予定日の60日前から両親手当を受給することができる（「一般保険に関する法律」第4章第4条第1項。新制度では社会保険法典第12章第5条第1項）。また、親が両親学級に参加する場合には、当該参加に必要とする時間について、出産前で実際に子どもがいない場合であっても

両親手当を受給することができるし、両親で参加する場合には、両親とも両親手当を受給することができる（「一般保険に関する法律」第4章第4条第3項。新制度では社会保険法典第12章第6条）。

なお、ひとり親が単独で子どもの監護権を持っている場合には、その親に、最大480日分の全ての受給資格が与えられる（「一般保険に関する法律」第4章第3条第4項。新制度では社会保険法典第12章第14条）。

両親手当は、子どもが満8歳に達するか又は小学校の第1学年を終了するまでの、いずれか遅い方までの間に受給することができる（「一般保険に関する法律」第4章第3条第7項。新制度では社会保険法典第12章第13条<sup>(24)</sup>）。

### (3) 支給額

両親手当の支給額は、次の3つの異なる支給水準によって決定される（「一般保険に関する法律」第4章第6条。新制度では社会保険法典第12章第18条）。

- ①疾病手当水準（sjukpenningnivå: [英訳] sickness benefit level）
- ②基礎水準（grundnivå: [英訳] basic level）
- ③最低水準（lägstnivå: [英訳] minimum level）

<sup>(22)</sup> 出産・育児に際して休業することと、出産・育児休業時に経済的保障を受けることは、別の問題である。出産・育児に際しての親の休業は、両親休業法（Föräldraledighetslag）（スウェーデン法令全書1995年第584号）で規定されており、女性の被用者が出産する場合、出産予定日の前7週間以上と出産後7週間以上の出産休業を取得することができる（両親休業法第4条第1項）。出産休業の取得は任意であるが、当該被用者が出産に際して他に休業を取得しない場合には、2週間の出産休業を、出産前又は出産後に義務的に取得しなければならない（すなわち、この期間は就労禁止である。）（両親休業法第4条第1項）。また、親は、子どもが生後18か月になるまでの間の世話のため、育児休業を取得することができる（両親休業法第5条第1項）。これらの出産休業及び育児休業は、当該休業期間に両親手当を受給するか否かとは無関係に取得することができる（両親休業法第4条第1項及び第5条第1項）。言い換えれば、経済的保障のない出産・育児休業もあり得る。他方、両親手当を受給しての休業は、別の条文で明確に認められている（両親休業法第5条第2項及び第6条）。ただし、就労しつつ両親手当を受給することはできない。

<sup>(23)</sup> 「一般保険に関する法律」第4章第16条第1項。新制度では社会保険法典第11章第10条第1項。Försäkringskassan [スウェーデン社会保険庁], “Till alla som väntar eller just fått barn,” 2011.1.10, p.21. 同庁ホームページ <[https://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk\\_publishing/Dokument/Publikationer/broschyrer/Basbroschyrer/till\\_alla\\_som\\_vantar\\_eller\\_just\\_fatt\\_barn](https://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk_publishing/Dokument/Publikationer/broschyrer/Basbroschyrer/till_alla_som_vantar_eller_just_fatt_barn)> なお、両親が1日のうちで時間帯を分けて、交互に両親手当を受給することは可能である。

<sup>(24)</sup> 養子縁組の場合には、最長で子どもが満10歳に達するまでの間に、両親手当を受給することができる（「一般保険に関する法律」第4章第5条。新制度では社会保険法典第12章第8条）。

①の疾病手当水準は、被保険者（受給対象者）の、疾病手当の算出の基礎となる年間所得（SGI）に基づいて支給される金額である。その1日当たり支給額の計算方法は、前述の妊娠手当の場合と同様、

**1日当たり支給額＝（受給対象者の疾病手当の算出の基礎となる年間所得）×換算係数（0.97）×0.8÷365**で求められる（「一般保険に関する法律」第4章第6条第5項及び同章第6a条等。新制度では社会保険法典第12章第22条第1項、同章第25条、同章第26条及び第28章第7条第1号等）。ただし、疾病手当水準の両親手当の場合には、SGIに含まれる所得の計算方法の細部や、SGIの上限額が価格基準額の10倍まで認められる点が、妊娠手当の場合とは異なる。

②の基礎水準は、1日当たり180SEK（約2,800円）の定額である（「一般保険に関する法律」第4章第6条第2項。新制度では社会保険法典第12章第23条第2項）。

③の最低水準は、2006年7月1日以降に生まれた子どもに対しては、1日当たり180SEK、2006年6月30日以前に生まれた子どもに対しては、1日当たり60SEK（約940円）の定額である（「一般保険に関する法律」第4章第6条第1項（同項の改正により、2006年7月1日以降、最低水準の金額は60SEKから180SEKに増額された）。新制度では社会保険法典第12章第24条第2項）。

最大480日分の両親手当の受給資格のうち、390日分の両親手当の受給資格に対しては、まず、①の疾病手当水準による1日当たり支給額が計算され、当該金額が180SEKを超過していればその金額が支給される。当該金額が180SEKを超過していなければ、②の基礎水準が適用され、1日当たり180SEKが支給される（「一般保険に関する法律」第4章第6条第2項及び同第5項。新制度では社会保険法典第12章第22条）。残りの90日分に対しては、③の最低水準の金額が支給される。

なお、次で述べる「最初の180日分」、及び父親・母親にそれぞれ留保された各60日分の

受給資格は、いずれも前者の390日分の側に含まれ、①の疾病手当水準又は②の基礎水準の金額が支給される。

#### 【「最初の180日分」の特例：240日条件】

両親手当が支払われる最初の180日間に対して、①の疾病手当水準による金額で両親手当の給付を受けるためには、被保険者（受給対象者）である親は、出産日（又は出産予定日）直前の連続する240日間について、1日当たり、両親手当の最低水準の支給額（現行では180SEK）を超える金額の疾病手当を受給する権利（すなわち、当該水準の受給を実現し得る収入）を持っていなければならない（「一般保険に関する法律」第4章第6条第2項及び同第5項。新制度では社会保険法典第12章第35条第1号）。この要件を240日条件（240-dagarsvillkoret: [英訳] 240 days condition）という。

240日条件が満たされないか、又は①の疾病手当水準により計算した1日当たり支給額が180SEKを超過していなければ、②の基礎水準が適用され、1日当たり支給額は180SEKとなる（「一般保険に関する法律」第4章第6条第2項及び同第5項。新制度では社会保険法典第12章第35条第2号）。なお、390日分の両親手当の受給資格のうち、「最初の180日分」を除く残りの210日分に対しては、240日条件は適用されない。

#### (4) 分割取得

両親手当は、連続して取得（受給）する必要はなく、1日単位で取得できるほか、就労実態に応じて、1日の4分の3、2分の1、4分の1又は8分の1に分割して取得することが可能である。仕事のある日に全く働かない場合には1日分、通常の勤務時間の4分の1以下で働く（すなわち、4分の3以上休業する）場合には4分の3日分、2分の1以下で働く場合には2分の1日分、4分の3以下で働く場合には4分の1日分、8分の7以下で働く場合には8分の1日分の両親手当を、それぞれ取得することができる（「一

般保険に関する法律」第4章第7条第1項。新制度では社会保険法典第12章第9条)。子どもが保育サービス(プレスクール等の就学前教育)を利用している場合に、短時間勤務と分割取得した両親手当を組み合わせるといった使い方がなされている<sup>(25)</sup>。

#### (5) 支給手続

妊娠した者は、妊産婦保健センター(MVC)を受診して妊娠証明書を取得し、スウェーデン社会保険庁に送付する。妊娠証明書は、両親手当の申請書の役割を有する。ただし、妊娠証明書には、通常、もう一方の親(父親等)の情報は含まれていないため、もう一方の親は、両親手当を受給したい旨を、スウェーデン社会保険庁に通知する必要がある<sup>(26)</sup>。

#### (6) スピード・プレミアム

既に述べたように、両親手当が疾病手当水準で支給される場合、その支給額の大小は、基本的に親の直前の所得水準によって定まる。出産・育児に際して休業した場合には、親の直前の所得水準は低下するため、次の子どもを続けて出産した場合、受け取る両親手当の支給額も、それに従って低下することになる。この支給額の低下を回避するために、親が、所得水準を回復してから次の子どもを産むという出産行動をとった場合、出生間隔が長くなり、出生率が低下することが懸念される。

このような問題を回避するため、最初の子どもが満1歳9か月(21か月)に達する前に、親が再び妊娠した場合<sup>(27)</sup>には、最初の子どもと同額の両親手当が支給されることとされている(「一般保険に関する法律」第4章第6条第6項。新制度では社会保険法典第12章第29条第1項)。これが、いわゆるスピード・プレミアム(speed premium)である。

このスピード・プレミアムの他にも、出産・育児に際しての所得水準の減少が、疾病手当や老齢年金等の支給額の点で不利にならないような制度設計がなされており<sup>(28)</sup>、出産間隔の短縮と出生率の向上が図られている。

#### (7) 均等ボーナス

2008年7月1日から、両親の育児休業の均等な取得(すなわち、父親の育児休業の取得促進)と、雇用における両親の参画条件の均等化を目的として、均等ボーナス(jämställdhetsbonus: [英訳] gender equality bonus)の制度が導入された。同制度の根拠法は「均等ボーナスに関する法律」(Lag (2008:313) om jämställdhetsbonus)(スウェーデン法令全書2008年313号)である。

この制度は、390日分の両親手当のうち、それぞれの親への留保分各60日分を除いた270日分の取得状況により、1日当たり100SEK(約1,600円)を上限として、税還付を受けることができるというものである。税還付の金額は、両親が両親手当を均等に取得すればするほど大

(25) 岡部史哉「諸外国の社会保障制度の現状と動向—スウェーデン」健康保険組合連合会編『社会保障年鑑(2009年版)』東洋経済新報社, 2009, p.339.

(26) Försäkringskassan [スウェーデン社会保険庁], "Parental benefit," 2010.1.1, p.2. 同庁ホームページ <[http://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk\\_publishing/Dokument/Publikationer/Faktablad/Andra\\_sprak/Engelska/foraldrapenning\\_eng.pdf](http://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk_publishing/Dokument/Publikationer/Faktablad/Andra_sprak/Engelska/foraldrapenning_eng.pdf)>

(27) 法律の規定はこのとおりであるが、実務上は9か月の妊娠期間を加えて「30か月以内に次の子どもを出産した場合」と説明している文献も多い。例えば、Försäkringskassan [スウェーデン社会保険庁], "Family policy in Sweden 2008 (Social Insurance Report 2008:15)," 2008, p.13. の脚注1を参照。同庁ホームページ <[http://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk\\_publishing/Dokument/Rapporter/socialforsakringsrapporter/socialforsakringsrapport\\_2008\\_15.pdf](http://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk_publishing/Dokument/Rapporter/socialforsakringsrapporter/socialforsakringsrapport_2008_15.pdf)>

(28) 例えば、疾病手当については、Försäkringskassan, *op.cit.* (26), pp.5-6; 老齢年金については、高橋美恵子「スウェーデンの子育て支援—ワークライフ・バランスと子どもの権利の実現」『海外社会保障研究』No.160, 2007.9, p.78. に解説がある。



きくなり、全く均等に取得した場合（すなわち、それぞれの親が135日（留保分を含めると195日）ずつ取得した場合）に、最高額（13,500SEK（約21万円））になるよう設計されている。

#### (8) 受給実績

2009年における両親手当の受給者数は670,519人で、延べ取得日数（全日換算）<sup>(29)</sup>は、47,839,165日（うち女性の取得日数37,169,343日（延べ取得日数に占める割合77.7%）、男性の取得日数10,669,822日（延べ取得日数に占める割合22.3%））である<sup>(30)</sup>。取得日数（全日換算）ベースで見た、男性の両親手当の取得割合は、1989年には6.6%であったが、その後は年により多少の増減はあるものの、基本的に上昇傾向で推移し、1994年に10%を超えた（10.9%）。1998年以降は一貫して上昇し、2006年に20%を超え（20.6%）、2007年には20.8%、2008年には21.5%、2009年には22.3%となっている<sup>(31)</sup>。

他方、2009年における両親手当の支給総額は、229億7539万1000SEK（約3600億円）であり、うち女性への支給総額は166億1688万1000SEK（支給総額に占める割合72.3%）、男性への支給総額は63億5851万SEK（支給総額に占める割合27.7%）であった<sup>(32)</sup>。前述のように、両親手当の1日当たり支給額は人や状況によって異なるが、この支給実績から計算できる、両親手当の1人1日当たり平均支給額は、480.26SEK（約7,500円）となる。

### 3 一時的両親手当

特定の理由で、出産・育児に際して一時的に休業することが必要となった親に対しては、一時的両親手当（tillfällig föräldrapenning: [英訳] temporary parental benefit）の制度が設けられている。一時的両親手当を受給することができる休業の理由としては、子どもの出生（養子縁組）、12歳未満の子どもの看護、12-15歳の子どもの看護<sup>(33)</sup>、16-21歳の障害児の看護、子どもの死亡などがあり、休業する理由によって、支給対象、支給日数等は異なる。

特に利用頻度の高い、子どもの出生時と12歳未満の子どもの看護時における一時的両親手当の制度の概要は、次のとおりである。

#### (1) 子どもの出生時

両親手当は、2人の親が1人の子どもに対して同時に取得することができないため、通常、子どもの出生時には、父親は両親手当を受給して休業することはできない。この点を補い、子どもの出生時に、父親が子どもと一緒に過ごすことを可能にするため、一時的両親手当の制度が設けられている。

子どもの出生に際して、出産の立ち会い、家（留守宅）の世話、子どもの保育のために父親が休業する場合、子どもが出生後に帰宅した日から60日後までの間に、最大10日間分<sup>(34)</sup>の一時的両親手当を取得（受給）することができる（「一般保険に関する法律」第4章第10条第4項及び同

<sup>(29)</sup> 受給日数を、4分の3の金額の両親手当については0.75日、2分の1の金額の両親手当については0.5日、4分の1の金額の両親手当については0.25日、8分の1の金額の両親手当については0.125日として換算した日数。

<sup>(30)</sup> Försäkringskassan [スウェーデン社会保険庁], “Föräldrapenning: antal försäkrade som uppburit ersättning och antal dagar, 1989-2009.” 同庁ホームページ〈[http://statistik.forsakringskassan.se/rfv/html/FP\\_Tab\\_1\\_1\\_2009.html](http://statistik.forsakringskassan.se/rfv/html/FP_Tab_1_1_2009.html)〉

<sup>(31)</sup> *ibid.* に基づき、筆者が算出。

<sup>(32)</sup> Försäkringskassan [スウェーデン社会保険庁], “Föräldrapenning: Antal nettodagar och belopp i 1 000-tal kronor med fördelning efter dagtyp 2009.” 同庁ホームページ〈[http://statistik.forsakringskassan.se/rfv/html/FP\\_Tab\\_1\\_4\\_2009.html](http://statistik.forsakringskassan.se/rfv/html/FP_Tab_1_4_2009.html)〉取得日数（全日換算）ベースに比べて、支給金額ベースで男性の割合が大きくなっているのは、男性の給与水準が女性よりも高く、それに伴い、両親手当を取得した場合の1日当たり支給額も高くなるためであると考えられる。

<sup>(33)</sup> 12歳未満の子どもの看護の場合とは、内容が異なる。

<sup>(34)</sup> 生まれる子どもが1人の場合。双生児の場合には最大20日間分、三つ子の場合には最大30日間分（以下同様に増加）の一時的両親手当を受給することができる。



章第12条第3項。新制度では社会保険法典第13章第10条及び同章第14条第1項)。当該手当は、子どもの母親が両親手当を受給すると同時に取得することができ、また、分割取得が可能である。

## (2) 12歳未満の子どもの看護時

12歳未満の子ども<sup>(35)</sup>について、その子どもが病気になったこと<sup>(36)</sup>、その子どもを通常世話する者(もう一方の親、保育者、親戚等)が病気になったこと、地域の小児保健医療施設を受診すること、家族の別の子どもを医者を受診させるためにもう一方の親が付き添わなければならないこと等を理由として親が休業する場合、1人の子どもについて、年間最大で120日間分の一時的両親手当を取得することができる(「一般保険に関する法律」第4章第10条第1項、同第10a条及び同第12条第1項。新制度では社会保険法典第13章第16条、同章第20条、同章第21条第1項及び同条第2項)。

ただし、この理由による一時的両親手当の取得日数が60日分を超えた場合には、その子どもを通常世話する者の病気を理由として、一時的両親手当を取得することはできない(同上)。また、不正受給を回避するため、子どもの病気又は子どもを通常世話する者の病気を理由として一時的両親手当を取得する場合には、原則として、その子どもが学校や就学前教育(後述)を行う機関等を欠席する旨の証明を、当該機関から受けなければならない(「一般保険に関する法律」第4章第13条第2項。新制度では社会保険法典第110章第19条第1項)。

この理由による一時的両親手当は、分割取得が可能である。また、子どもの病気又は子どもを通常世話する者の病気を理由として一時的両親手当を取得する際に、仕事を休んでその子どもの世話をする者が、親の他にいる場合には、その者に当該手当の受給資格を移転することも可能である(「一般保険に関する法律」第4章第11a条第1項。新制度では社会保険法典第13章第8条)。

なお、この理由による一時的両親手当は、両親手当や障害児介護手当(後述)等と併せて受給することはできない。ただし、両親手当を受給している場合に、両親手当に置き換えてこの一時的両親手当を受給し、両親手当の権利を留保しておくことは可能である。

妊娠手当、両親手当及び一時的両親手当の支出は、被用者の場合は雇用主、自営業者の場合は当該自営業者本人が負担する保険料(妊娠手当の場合は疾病保険負担金(sjukförsäkringsavgift)、両親手当及び一時的両親手当の場合は両親保険負担金(föräldraförsäkringsavgift))によって賄われる<sup>(37)</sup>。被用者の場合の保険料は、雇用主が被用者に支払った課税報酬額をベースとし、これに社会保障負担金法(Socialavgiftslag)(スウェーデン法令全書2000年第980号)で定める疾病手当負担金、両親保険負担金の保険料率を乗じることによって算出される(社会保障負担金法第2章第24条第1項)<sup>(38)</sup>。2010年末現在の疾病保険負担金の保険料率は5.95%、両親保険負担金の保険料率は2.20%であったが(同法第2章第26条)、2011年1月1日からは、このうち疾病保険負担金の保険料率が、5.02%に引き下げられた(同)。

<sup>(35)</sup> ただし、生後240日(8か月)未満の子どもの看護については、一時的両親手当を受給できる要件が、その子どもが病院に入院している場合等、より厳格なものになっている(「一般保険に関する法律」第4章第10条第2項。新制度では社会保険法典第13章第17条)。

<sup>(36)</sup> ただし、18歳未満の子どもが、特に生命の危機に瀕する重大な病気になった場合の看護等を理由とする休業に対しては、別途、支給日数が無制限の一時的両親手当の制度が設けられている(「一般保険に関する法律」第4章第10b条。新制度では社会保険法典第13章第30条及び同章第31条)。

<sup>(37)</sup> 疾病保険負担金では、妊娠手当の他、疾病手当等の支出を賄う。これに対して、両親保険負担金では、専ら(事務経費も含めた)両親手当、一時的両親手当の支出を賄う。なお、2010年末(及び2010年1月)現在、老齢年金保険の本人負担分を除き、被用者自身は社会保険料を負担しない。

#### 4 コミューンの子育て手当

##### (1) 制度の概要・受給資格

2008年7月から、コミュニティ（基礎的自治体）は、「コミュニティの子育て手当に関する法律」（Lag (2008:307) om kommunalt vårdnadsbidrag）（スウェーデン法令全書2008年第307号）に基づき、1歳以上3歳未満の子どもの育児に従事する親に対して、子育て手当（vårdnadsbidrag: [英訳] municipal childcare allowance）を支給することが可能になった。

ただし、「コミュニティの子育て手当に関する法律」は、コミュニティが同法の範囲内で子育て手当の制度を設ける権限を認めるものであり、当該制度の設定を義務付けるものではない。したがって、子育て手当の制度を導入するか否かは、あくまでもコミュニティの裁量に委ねられている（当該制度の管理・運営や資金調達もコミュニティ自身が行う）。また、各コミュニティは、その子育て手当の制度に関して、支給額、支給対象（支給期間）等を、法律の規定よりも絞り込んで小さく設定することは可能であるが、拡張して設定することはできない<sup>(39)</sup>。

子育て手当の目的は、親に対して、子どもと一緒に過ごす時間をより多く与えること、及び、親が、育児休業から仕事に復帰するのをより円滑にすることにある<sup>(40)</sup>。

##### (2) 支給対象・支給期間

コミュニティは、当該コミュニティに住民登録し、かつ就学前教育（プレスクール又は教育的保育。以下この段落において同じ。）に全日で参加して

はいない、1歳以上3歳未満の子どもに対して、子育て手当を支給することができる（「コミュニティの子育て手当に関する法律」第3条第1項）。すなわち、子育て手当の満額支給を受けることができるのは、対象となる子どもが就学前教育に全く参加していない場合であり、1日の一部の時間帯で就学前教育に参加している場合には、その参加の程度に応じて、給付額が減額される（同法第8条）。

コミュニティの子育て手当は、両親手当を、疾病手当水準又は基礎水準で250日分受給した後で、初めて受給することができる（同法第3条第2項）。子育て手当は、両親手当、失業補償（arbetslöshetsersättning）、365日間を超えて受給する疾病手当（sjukpenning）又はリハビリテーション手当（rehabiliteringspenning）、一般老齢年金（allmän ålderspension）、高齢者生計費補助（äldreförsörjningsstöd）等と共に受給することはできない（同法第5条）。ただし、障害児介護手当（後述）との併給は可能である<sup>(41)</sup>。

なお、コミュニティの子育て手当は、親の休業を受給要件とはしていない。すなわち、就学前保育以外の何らかの方法（例えば、他の親族による保育）で、子どもの保育を行うことができれば、就労していても子育て手当を受給することができる<sup>(42)</sup>。この点で、コミュニティの子育て手当は、親の育児休業から仕事への円滑な復帰を可能にする性格を持っていると言える。

##### (3) 支給額

子育て手当の支給額は、子ども1人につき月

<sup>(38)</sup> 自営業者の場合も、課税報酬額の算出方法が被用者の場合と異なる点を除けば、保険料の算出方法は被用者の場合とほぼ同様である（社会保障負担金法第3章第12条）。ただし自営業者の場合、2010年末現在の疾病保険負担金の保険料率は6.04%、両親保険負担金の保険料率は2.20%であった（同法第3章第13条）。2011年1月1日からは、このうち疾病保険負担金の保険料率が、5.11%に引き下げられた（同）。

<sup>(39)</sup> Socialdepartementet [スウェーデン社会省], "Vårdnadsbidrag," 2010.11.9. スウェーデン政府ホームページ〈<http://www.sweden.gov.se/sb/d/1924/a/122799>〉; *ibid.*, "Frågor och svar om vårdnadsbidrag," 2010.11.9. 同ホームページ〈<http://www.sweden.gov.se/sb/d/10218>〉

<sup>(40)</sup> *ibid.*, "Frågor och svar om vårdnadsbidrag."

<sup>(41)</sup> *ibid.*

<sup>(42)</sup> *ibid.*

額 3,000SEK (約 47,000 円) を上限として、各コミューンが定める (同法第 9 条)。当該手当は非課税である<sup>(43)</sup>。

#### (4) 実施実績

前述のように、子育て手当の制度を導入するか否かは、コミューンの裁量に委ねられている。2010 年秋の時点で、スウェーデン全土の 290 のコミューンのうち、子育て手当の制度を導入しているコミューンは 104 (導入率は約 35.9%) である<sup>(44)</sup>。

### 5 児童手当 (子ども手当)

スウェーデンの子ども手当に相当する制度としては、児童手当 (barnbidrag: [英訳] child allowance) 及び多子割増手当 (flerbarnstillägg: [英訳] large family supplement) がある<sup>(45)</sup>。

#### (1) 制度の概要・受給資格

児童手当及び多子割増手当は、スウェーデンに居住する全ての 16 歳未満の子どもについて、一般財源から支払われる (「一般児童手当に関する法律」(Lag (1947:529) om allmänna barnbidrag) (スウェーデン法令全書 1947 年第 529 号) 第 1 条及び第 2 条。2011 年からの新制度では社会保険法典第 15 章第 4 条)<sup>(46)</sup>。また、16 歳に達した子どもが義務教育等を修了していない場合には、その就学中の期間、児童手当が引き続き支払われる (延長児童手当 (förlängt barnbidrag: [英訳] extended child allowance)。「一般児童手当に関する法律」第 2b 条第 1 項並びに「延長児童手当に関する法律」(Lag

(1986:378) om förlängt barnbidrag) (スウェーデン法令全書 1986 年第 378 号) 第 1 条及び同法第 2 条等。新制度では社会保険法典第 15 章第 5 条)<sup>(47)</sup>。ただし、多子割増手当については、その子どもが親と同居しており、全日制の義務教育、高等学校又は特別支援学校に通学しており、かつ結婚していない場合には、その子どもが 20 歳に達する年の 6 月 (第 2 四半期) まで支払われる (「一般児童手当に関する法律」第 2b 条。新制度では社会保険法典第 15 章第 11 条)<sup>(48)</sup>。

#### (2) 支給額

表 2 は、2010 年末<sup>(49)</sup>におけるスウェーデンの児童手当及び多子割増手当の支給額を示したものである。児童手当の支給額は、子ども 1 人につき月額 1,050SEK (約 16,500 円)、年額 12,600SEK (約 19 万 8000 円) であり、子どもの数に関わらず一定である (「一般児童手当に関する法律」第 1 条。新制度では社会保険法典第 15 章第 2 条及び同章第 3 条)。多子割増手当は、子どもが 2 人以上いる場合に支給され、子どもの数が増えるにしたがって増額される (「一般児童手当に関する法律」第 2a 条。新制度では社会保険法典第 15 章第 8 条)。

### 6 その他の経済的保障面での子育て支援

#### (1) 住宅手当

子どものいる低所得世帯は、収入、住宅費、住宅の規模、子どもの数等に応じて、住宅手当 (bostadsbidrag: [英訳] housing allowance) を受給することができる。

(43) *ibid.*

(44) *ibid.*

(45) スウェーデンの子ども手当の詳細について解説した文献としては、樋口修「北欧の子ども手当」『レファレンス』712 号, 2010.5, pp.53-70. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/071203.pdf>> 等がある。

(46) 2011 年 1 月 1 日の社会保険法典の施行に伴い、「一般児童手当に関する法律」及び「延長児童手当に関する法律」は、同日付で廃止された。両法の内容は、社会保険法典に含まれている。

(47) 同上

(48) Försäkringskassan [スウェーデン社会保険庁], “Child allowance and large family supplement,” 2010.7.1, p.2. 同庁ホームページ <[http://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk\\_publishing/Dokument/Publicationer/Faktablad/Andra\\_sprak/Engelska/barnbidrag\\_flerbarnstillagg\\_eng.pdf](http://www.forsakringskassan.se/irj/go/km/docs/fk_publishing/Dokument/Publicationer/Faktablad/Andra_sprak/Engelska/barnbidrag_flerbarnstillagg_eng.pdf)>

(49) 2011 年初めの時点で、この支給額に変更はない。

表2 スウェーデンの児童手当・多子割増手当の支給額（2010年末現在）

（単位：スウェーデン・クローナ〔SEK〕）

	児童手当 (月額)	多子割増手当 (月額)	月間支給額 合計	年間支給額 合計
第1子	1,050	—	1,050	12,600
第2子	1,050	150	1,200	14,400
第3子	1,050	454	1,504	18,048
第4子	1,050	1,010	2,060	24,720
第5子以降 (1人につき)	1,050	1,250	2,300	27,600

（出典）「一般児童手当に関する法律」（スウェーデン法令全書1947年第529号）から、筆者作成。

## (2) 養育費補助

1人の親とだけ一緒に生活している子どもに対して、もう一方の親は養育費（underhållsbidrag:〔英訳〕child support）を支払わなければならない。養育費が支払われない場合、その子どもは、最大で1人当たり月額1,273SEK（約2万円）の養育費補助（underhållsstöd:〔英訳〕maintenance support）を受けることができる。ただし、この養育費補助制度は、児童の経済的保障のための国による養育費立替え払い制度であり、養育費を支払うべき親は、支給額を返済しなければならない<sup>(50)</sup>。

## (3) 障害児介護手当

障害のある子どもや病気の子どもの世話をする親は、その子どもが出生した時から19歳に達する年の6月（第2四半期）まで、障害児介護手当（vårdbidrag:〔英訳〕childcare allowance）を受けることができる。

## II 保育・教育

### 1 幼保一元化

スウェーデンでは、1996年に、保育制度の管轄が社会省（Socialdepartementet）から教育省（Utbildningsdepartementet）に移管され、また、就学前教育と学童保育（それぞれの定義については後述）の規定を新たに盛り込んだ改正旧学校法（スウェーデン法令全書1985年第1100号。当該改正法は同1997年第1212号）<sup>(51)</sup>が、1998年1月1日から施行された。更に1998年8月1日には、学校庁（Skolverket）により定められた就学前教育の教育カリキュラム（Läroplan för förskolan, Lpfö 98）が実施されており、いわゆる幼保一元化が、教育政策に組み入れられる形で実現している<sup>(52)</sup>。

このように、スウェーデンで、教育制度の一環に保育が位置づけられた理由の一つとしては、就学前教育と、基礎学校（grundskola: 9年制）における義務教育との連携を強化して、義務教

<sup>(50)</sup> 岡部 前掲注(25), p.340.

<sup>(51)</sup> スウェーデンでは、学校教育に関する基本的な法令である学校法（Skollag）が全面改正され（スウェーデン法令全書2010年第800号）、2010年8月1日から施行されている。本稿では、同法を「学校法」と表記し、2010年8月1日に廃止された従前の学校法（スウェーデン法令全書1985年第1100号）を、「旧学校法」と表記する。

<sup>(52)</sup> Myndigheten för skolutveckling〔旧スウェーデン学校開発庁〕, “Att granska och förbättra kvalitet,” 2003, p.104. スウェーデン学校庁ホームページ〈<http://www.skolverket.se/publikationer?id=1875>〉なお、旧スウェーデン学校開発庁は、国の教育分野の優先課題に関して学校を支援すること、学習環境の改善を支援すること等を任務とする行政機関であったが、2008年10月1日に廃止され、その所掌業務はスウェーデン学校庁に引き継がれた。



育の初期段階の有効性を高めること等が挙げられている<sup>(53)</sup>。このため、スウェーデンにおいては、就学前教育や学童保育は、教育的性格が強調されており、就学前教育は、スウェーデンの教育体系の最初の段階を構成するものとして位置づけられている<sup>(54)</sup>。

なお、就学前教育、就学前学級（プレスクール・クラス）、学童保育を所管するのは、原則として、基礎的自治体であるコミューンである（学校法第2章第2条及び第25章第2条-第5条）。

## 2 就学前教育

就学前教育（förskoleverksamhet: [英訳] pre-school activities）は、1歳から学校教育（義務教育又は就学前学級）を開始するまでの子ども<sup>(55)</sup>に対して提供される、教育活動の総称である。就学前教育は、学童保育（skolbarnsomsorg: [英訳] childcare for schoolchildren）と同様に、二つの目的を有している。一つは、安全な保育環境の下で子どもの発達と学習を促進すること、もう一つは、親の就業・就学を可能にすることである。なお、就学前教育への通学は義務ではない<sup>(56)</sup>。

スウェーデンの就学前教育は、プレスクール、教育的保育、オープン・プレスクールの3種類の教育活動から構成されている。

### (1) プレスクール

プレスクール（förskola: [英訳] pre-school）は、1歳から学校教育に就学するまでの子どもを対

象とする、教育的な集団活動（及び当該活動を行う教育施設）である。スウェーデンに居住し、義務教育又は就学前学級（プレスクール・クラス）（後述）を開始していない子どもに対しては、次のように、プレスクールへの参加機会が提供される（学校法第8章第3条）。

- ・ 全ての子どもは、3歳に達する年の秋学期から、年間525時間以上、無料でプレスクールに参加することができる（学校法第8章第4条。全ての子どもにプレスクール参加の機会を提供する、いわゆる「ユニバーサル・プレスクール」（allmän förskola）の規定。2010年7月1日から、3歳児に対するユニバーサル・プレスクールが開始された）。
- ・ 1歳以上の子どもで、親が就業・就学している場合（又はその他の家庭の事情により必要がある場合）には、当該就業・就学等に必要とする程度の時間、プレスクールに参加することができる（学校法第8章第5条）。
- ・ 1歳以上の子どもで、親が失業中であるか、又は親が別の子どもの世話をするために両親休暇を取得している場合には、1日に3時間以上又は週に15時間以上、プレスクールに参加することができる（学校法第8章第6条）。
- ・ 第5条又は第6条に該当しない子どもであっても、身体上又は精神上の理由等により、その発達に関して、プレスクールの形態で特別な支援を行うことが必要な場合には、プレスクールに参加することができる（学校法第8

<sup>53</sup> *ibid.*; Barbara Martin Korpi, *The Politics of Pre-school-intentions and decisions underlying the emergence and growth of the Swedish Pre-school*, 2007, pp.61-62. スウェーデン政府ホームページ〈<http://www.regeringen.se/sb/d/8815/a/91062>〉

<sup>54</sup> Myndigheten för skolutveckling, *ibid.*, pp.104-107.

<sup>55</sup> なお、ゼロ歳児保育については、コミューンに供給する義務はなく、実際に就学前教育に参加しているゼロ歳児も、ほとんどゼロである（2009年10月15日現在、スウェーデン全土で7人に過ぎない（“Tabell 1A: Antal institutioner, inskrivna barn efter ålder samt kommuner med verksamhet 2009,” Skolverket [スウェーデン学校庁], “Barn och grupper i förskolan 15 oktober 2009.” 同庁ホームページ〈<http://www.skolverket.se/sb/d/1664>〉））。ゼロ歳児については、前述の両親手当の制度により、親が休業して子どもの世話をすることが可能であるためである。

<sup>56</sup> Skolverket [スウェーデン学校庁], “Pre-school,” 2009.2.23. 同庁ホームページ〈<http://www.skolverket.se/sb/d/2650>〉; 学校法第8章第2条

章第7条)。

したがって、プレスクールに参加する年齢は子どもによって異なり、また、週当たりの参加時間数も子どもによって異なる。なお、各コミュニティは、管内に居住する子どもに対して、上述のプレスクールへの参加機会の提供義務を負っており、親の要求に応じて、当該参加機会を提供しなければならない(学校法第8章第12条第1項)。

プレスクールの活動は、子どもの保育と教育とを結びつけて行われており、遊びや創造性を啓発する機会を提供するほか、子ども自身に探求させることも含まれている。

プレスクールの教育内容や施設の水準等については、学校法のほか、教育カリキュラム(Lpfö 98)<sup>(57)</sup>で規定しており、また、学校庁が一般的なガイドライン(allmänna råd)を発出している<sup>(58)</sup>。

コミュニティは、プレスクールでの教育に対して、合理的な水準の授業料(保育料)を徴収することができる(学校法第8章第16条第1項)。ただし、3歳以上の子どもについて、年間525時間までのプレスクールへの参加は無料である(いわゆる「ユニバーサル・プレスクール」の部分。学校法第8章第16条第2項)。2010年12月現在、全てのコミュニティが、授業料(保育料)に上限額を設定しており、その代わりに、収入不足を補償し、かつ教育(保育)の質を確保するための国の補助金を受ける資格を得ている<sup>(59)</sup>。

2009年10月15日現在、プレスクールに登

録している子どもの人数が同年齢の子どもの人数に占める割合は、1歳児が47.0%、2歳児が86.5%、3歳児が90.6%、4歳児が93.8%、5歳児が93.8%である<sup>(60)</sup>。2010年7月からは、3歳児へのユニバーサル・プレスクールが実施されたため、3歳児については、上記の比率は今後更に上昇することが見込まれる。

## (2) 教育的保育

教育的保育(pedagogisk omsorg:〔英訳〕pedagogical care)は、旧学校法の改正(当該改正法はスウェーデン法令全書2009年第337号)により、2009年7月1日から、従来の「家庭保育」(familjedaghem:〔英訳〕family day-care)に置き換えられる形で新しく導入された、就学前教育及び学童保育の活動に関する概念である。従前の概念よりも、教育的性格が強調されている。

教育的保育では、家庭保育者(dagbarnvårdare:〔英訳〕family child minder)<sup>(61)</sup>と呼ばれる、家庭で子どもの世話をする人が、子どもを自分の家庭に受け入れて世話をを行う。受け入れる子どもの対象年齢は1-12歳である。したがって、教育的保育は、就学前教育の類型であると同時に、学童保育の類型でもある。ただし、実際に受け入れている子どもの大半は、学校教育に就学していない1-5歳の子どもであるため<sup>(62)</sup>、教育的保育は、実質的には就学前教育の性格が強い。

教育的保育の役割は、未就学児に対しては、教育的な環境で教育活動と保育を行うこと、学

(57) なお、就学前教育のカリキュラムであるLpfö 98は、2010年に改定されており、2011年7月1日からは、Lpfö 98の改定カリキュラム(Lpfö 98 Reviderad 2010)が適用される予定である。

(58) Skolverket〔スウェーデン学校庁〕, “Vad styr förskolan?” 2010.12.22. 同庁ホームページ〈<http://www.skolverket.se/sb/d/2406/a/23558>〉

(59) Skolverket〔スウェーデン学校庁〕, “Avgifter,” 2010.12.22. 同庁ホームページ〈<http://www.skolverket.se/sb/d/2406/a/23559>〉なお、国の補助金を受けるための、授業料(保育料)の具体的な要件については、後述のとおりである。

(60) “Tabell 3B: Inskrivna barn efter ålder och kön 2003-2009. Andel av alla barn i befolkningen,” Skolverket, *op.cit.* (55)

(61) 家庭保育者(dagbarnvårdare)は、かつては保育ママ(dagamma)とも呼ばれていた。家庭保育者は互いに協力し、集団で教育的保育を行うことも多い。

(62) 2009年10月15日現在、教育的保育に参加した子どものうち、1-5歳の子どもが20,390人であったのに対して、6歳-12歳の子どもは1,724人であった(Skolverket, *op.cit.* (55))。

童に対しては、学校教育を補完し、子どもの発達にとって有意義な娯楽と支援を提供することである<sup>(63)</sup>。

コミュニオンは、子どもの監護権者（親など）が希望する場合、プレスクールや余暇センター（後述）への参加の機会を提供する代わりに、教育的保育への参加の機会を提供するよう、努めなければならない（学校法第25章第2条第1項）。また、コミュニオンは、親の仕事やその他の家庭の状況が必要とする範囲で、プレスクールや余暇センター（後述）が開いていない時間帯（例えば夜間・休日等）に、子どもの保育の機会を提供するよう努めなければならない（学校法第25章第5条）が、教育的保育は、その際の実効的な受け皿となり得る。

2009年10月15日現在、プレスクールへの登録児童数が446,080人であるのに対し、就学前教育としての教育的保育への登録児童数は20,390人である。また、同月現在の余暇センターへの登録児童数が357,622人であるのに対し、学童保育としての教育的保育への登録児童数は1,724人である<sup>(64)</sup>。従って、就学前教育についても、学童保育についても、教育的保育の占める割合は、人数的には大きくはないが、前述のように、プレスクールや余暇センターの開いていない時間帯の受け皿となる等、その果たしている機能には重要なものがある。

なお、教育的保育への参加に対する授業料（保育料）は、その教育（保育）活動の内容に応じて、それぞれプレスクール又は余暇センターの場合と同額が徴収される（学校法第25章第9条）。

### (3) オープン・プレスクール

オープン・プレスクール(öppen förskola:〔英訳〕open pre-school)は、学校教育に就学しておらず、かつプレスクールに登録していない1-6歳の子どもに対して、子どもに付き添う親やその他の大人と協力しつつ良質の教育的な集団活動を提供すること<sup>(65)</sup>、及び、子どもに付き添う親やその他の大人に対して、相互交流の機会を提供すること等を目的とする、就学前教育の活動である（学校法第25章第3条）。また、オープン・プレスクールは、コミュニオンの社会サービス担当部局や、子ども保健センター(Barnavårdcentral: BVC)、妊産婦保健センター(MVC)等と協力して、子育てに必要な社会サービスに関する情報や医療に関する情報を親に対して提供している。なお、オープン・プレスクールへの参加に際しては、事前に登録する必要はない。

オープン・プレスクールは、1980年代後半に国の補助金を受けて急増し、1991年には1,644施設に達したが、経済情勢の悪化に伴う補助金の打ち切りと、プレスクールの整備が進んだこと等を受けて閉鎖が相次ぎ、2009年10月15日現在の施設数は、全国で476施設である<sup>(66)</sup>。コミュニオンには、オープン・プレスクールの設置は義務付けられていないため、同日現在、スウェーデンの290のコミュニオンのうち、オープン・プレスクールを持つのは169に過ぎない<sup>(67)</sup>。

### 3 就学前学級（プレスクール・クラス）

就学前学級(プレスクール・クラス)(förskoleklass:〔英訳〕pre-school class)は、プレスクール等によ

<sup>(63)</sup> Skolverket [スウェーデン学校庁], "What is pedagogical care?" 2009.2.23. 同庁ホームページ <<http://www.skolverket.se/sb/d/2659>>

<sup>(64)</sup> Skolverket, *op.cit.* (55)

<sup>(65)</sup> オープン・プレスクールは、子どもだけで利用することはできない（村田順子ほか「5093 スウェーデンのオープンプレスクール—その1 オープンプレスクールの位置づけと概要」『日本建築学会大会学術講演梗概集 2007 E-1』2007.8, p.185. 国立情報学研究所ホームページ <<http://ci.nii.ac.jp/naid/110006647043>>）。

<sup>(66)</sup> Skolverket, *op.cit.* (55); 同上; Skolverket [スウェーデン学校庁], "Mer om öppen förskola," 2008.12.15. 同庁ホームページ <<http://www.skolverket.se/sb/d/2562>> なお、これに対して、同日現在のプレスクールの施設数は、全国で9,949施設である（Skolverket, *op.cit.* (55)）。

<sup>(67)</sup> Skolverket, *op.cit.* (55)



る就学前教育と、義務教育を結びつける役割を担い、子どもの発達と学習を促し、将来の学校教育の基礎を形成することを目的として設置されている。

全ての子どもに対して、6歳になる年の秋学期（8月）に始まる就学前学級に参加する機会が提供される（学校法第9章第5条）<sup>(68)</sup>。ただし、就学前学級への参加は義務ではない。

就学前学級は、学校教育が開始されるまでの1年間に、年間525時間以上の授業時間が提供され、授業料は無料である（学校法第9章第7条及び同章第8条第1項）。コミューンは、就学前学級への参加機会を提供する義務を負う（学校法第9章第12条）。

就学前学級の校長は、通常、基礎学校の校長と同一人物である<sup>(69)</sup>。また、就学前学級のカリキュラムは、基礎学校や余暇センターと同じ文書（Läroplan för det obligatoriska skolväsendet, förskoleklassen och fritidshemmet: Lpo94）で規定されている<sup>(70)</sup>。したがって、教育制度の点では、就学前学級は、プレスクール等のような就学前

教育ではなく、基礎学校と同様の学校教育に位置づけられており、その第一段階を構成している。ただし、就学前学級は、基礎学校とは異なり、当該カリキュラム（Lpo94）で達成目標が設定されていない<sup>(71)</sup>。

2009年10月15日現在、全国に3,773の就学前学級が設置されており、100,283人の生徒が参加している。生徒の98%（98,178人）は6歳児である<sup>(72)</sup>。6歳児は、就学前学級、プレスクール、基礎学校のいずれかに参加・通学することができる（いずれにも参加・通学しないこともできる）が、同日現在で全国の6歳児の94.6%が就学前学級に参加している<sup>(73)</sup>のに対して、基礎学校の第1学年に在学中の6歳児は1,321人<sup>(74)</sup>、プレスクールに登録している6歳児は1,621人<sup>(75)</sup>であり、それぞれ全国の6歳児の1.3%、1.6%を占めるに過ぎない。圧倒的多数の6歳児は、就学前学級に参加している。

#### 4 学童保育

学校教育（義務教育又は就学前学級）の始業

(68) スウェーデンでは、基礎学校（義務教育、9年制）に入学するのは、通常はその年に7歳に達する子どもであるが、1991年からは、6歳に達する子どもの入学が認められている（「柔軟な就学制度」(flexibel skolstart)。1年早く入学した場合、卒業も1年早くなる）が、これは就学前学級とは別の制度である。ただし、1998年から実施された就学前学級の制度は、基礎学校への入学年齢を（全面的に）6歳に引き下げる構想が実現しなかった後に、その代案として提案されたものであり、就学年齢の引き下げという面で、「柔軟な就学制度」と就学前学級の制度は、密接に関連している（Hillevi Lenz Taguchi, “Consolidating Governmental Early Childhood Education and Care Services Under the Ministry of Education and Science: A Swedish Case Study,” 2003.4, p.18. 国際連合教育科学文化機関（UNESCO）ホームページ〈<http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001301/130135e.pdf>〉）。

(69) Skolverket [スウェーデン学校庁], “How is the school organized?” 2009.2.23. 同庁ホームページ〈<http://www.skolverket.se/sb/d/2651/a/14988>〉

(70) なお、Lpo94の適用は2011年6月30日までであり、2011年7月1日からは、義務教育、就学前学級、余暇センターに対しては、新しいカリキュラムであるLgr11（Läroplan för grundskolan, förskoleklassen och fritidshemmet）が適用される予定である。

(71) Skolverket [スウェーデン学校庁], “What rules govern pre-school classes?” 2009.2.23. 同庁ホームページ〈<http://www.skolverket.se/sb/d/2651/a/14989>〉

(72) “Tabell 2A: Skolor och elever i förskoleklass läsåren 2000/01-2009/10,” Skolverket [スウェーデン学校庁], “Elever i förskoleklass läsåret 2009/10,” 同庁ホームページ〈<http://www.skolverket.se/sb/d/1632>〉

(73) “Tabell 2C: Andel elever i förskoleklass 2009/10,” *ibid.*

(74) “Tabell 6A: Ålder för elever i årskurs 1 läsåren 2004/05-2009/10,” Skolverket [スウェーデン学校庁], “Skolor och elever i grundskolan läsåret 2009/10,” 同庁ホームページ〈<http://www.skolverket.se/sb/d/1638>〉なお、同資料によれば、基礎学校の第1学年の生徒のうち、6歳児（及びそれ未満）と7歳児（及びそれ以上）の占める比率は、それぞれ1.3%、98.7%である。

(75) Skolverket, *op.cit.* (55)



前・終業後や休暇中に、これらの学校に通う12歳以下の子どもに対する保育が必要である場合には、学童保育 (skolbarnsomsorg: [英訳] childcare for schoolchildren) が提供される。学童保育は、余暇センター (自由時間の家)、教育的保育、開放余暇センター (開放余暇活動) という、3つの類型の教育活動の総称である。

#### (1) 余暇センター (自由時間の家)

余暇センター (スウェーデン語を直訳すると「自由時間の家」) (fritidshem: [英訳] leisure-time centre) は、12歳までの学童 (すなわち、6-12歳の子ども) を対象とする、教育的な集団活動である。余暇センターの任務は、学校 (就学前学級を含む) の授業が行われていない時間帯 (放課後、学校の休暇中等) に、登録された学童の保育を行うことにより、親の就労・就学を可能にすること、及び、子どもの発達に有意義な、学校とは異なる、教育的なレジャー・学習・体験の機会を提供することを通じて、学校教育を補完することにある。コミューンは、管内の基礎学校又は就学前学級に通学する学童に対して、要求があった場合、可能な限り速やかに、余暇センターへの参加機会を提供する義務を負う (学校法第14章第3条及び同章第4条)。

余暇センターの活動は、学校教育との関係が密接に図られている。余暇センターの教育内容や施設の水準等を規定する教育カリキュラムは、基礎学校と同一の文書 (Lpo94) である。また、余暇センターが基礎学校と、施設・職員

を共有し、余暇センターの職員 (インストラクター等) が、学校の授業中は学校教育に従事するケースが一般的になりつつある<sup>(76)</sup>。

コミューンは、余暇センターでの教育に対して、合理的な水準の授業料 (保育料) を徴収することができる (学校法第14章第12条)。プレスクールの場合と同様に、全てのコミューンが、当該授業料 (保育料) に上限額を設定しており、その代わりに、収入不足を補償し、かつ教育 (保育) の質を確保するための国の補助金を受ける資格を得ている<sup>(77)</sup>。

2009年10月15日現在、余暇センターの施設数は全国で4,328であり、登録児童数は357,622人である<sup>(78)</sup>。また、同日現在の、余暇センターに登録している子どもの人数が同年齢の子どもの人数に占める割合は、6歳児が83%、7歳児が84%、8歳児が81%、9歳児が71%であり、6-8歳児の約8割、9歳児の約7割に、余暇センターでの教育 (保育) が提供されている<sup>(79)</sup>。

#### 【授業料 (保育料) の上限額の基準】

プレスクール、教育的保育、余暇センターの具体的な授業料 (保育料) の金額を決定する権限は各コミューンにあるが、当該授業料 (保育料) の制度に関して、国から上述の補助金を受けることができる授業料 (保育料) の金額については、政令 (「プレスクール活動及び学童保育に上限額を適用するコミューンに対する国の補助金に関する命令」 (スウェーデン法令全書2001年第160号) (Förordning (2001:160) om statsbidrag till kommuner som

(76) European Commission, "Structures of Education and Training Systems in Europe: Sweden 2009/10 Edition," p.15. 欧州委員会ホームページ <[http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/eurybase/structures/041\\_SE\\_EN.pdf](http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/eurybase/structures/041_SE_EN.pdf)>

(77) Skolverket [スウェーデン学校庁], "Fritidshem; Avgifter," 2009.12.10. 同庁ホームページ <<http://www.skolverket.se/sb/d/2419/a/3425>>

(78) "Tabell 1A: Antal institutioner, inskrivna barn efter ålder samt kommuner med verksamhet 2009," Skolverket [スウェーデン学校庁], "Barn och grupper i fritidshem 15 oktober 2009." 同庁ホームページ <<http://www.skolverket.se/sb/d/1676>>

(79) "Tabell 3B: Inskrivna barn efter ålder och kön 2003-2009. Andel av alla barn i befolkningen," *ibid.* なお、この比率は、10歳児では27%、11歳児では10%、12歳児では4%である。これは子どもの成長に伴い、学童保育の必要性が少なくなること、開放余暇センター (後述) への参加が増える等のためであると考えられる。

表3 国の補助金を受けることができる授業料（保育料）の上限額〔月額:2010年末現在〕

①就学前教育の場合（プレスクール、就学前教育としての教育的保育）（令第6条第1項）

	1番目の子	2番目の子	3番目の子	それ以上
原則 (家計所得に対する割合)	3% (注1)	2% (注1)	1% (注1)	無料
ただし、右の金額を限度とする	1,260SEK	840SEK	420SEK	無料

②学童保育の場合（余暇センター、学童保育としての教育的保育）（令第6条第2項）

	1番目の子	2番目の子	3番目の子	それ以上
原則 (家計所得に対する割合)	2%	1%	1%	無料
ただし、右の金額を限度とする	840SEK	420SEK	420SEK	無料

(注1) ただし、3歳児以上の「ユニバーサル・プレスクール」に関する部分は無料である。

(注2) 「1番目の子(2番目の子)」とは、就学前教育の場合であれば、「就学前教育を受けている子どもの中で最も年少の(2番目に年少の)子ども」、学童保育の場合であれば、「学童保育を受けている子どもの中で最も年少の(2番目に年少の)子ども」という意味である(令第6条第3項)。

(注3) 「家計所得」とは、課税前の所得である(令第5条)。

(出典) 「プレスクール活動及び学童保育に上限額を適用するコミューンに対する国の補助金に関する命令」(スウェーデン法令全書2001年第160号)から、筆者作成。

tillämpar maxtaxa inom förskoleverksamhet och skolbarnsomsorg)、本稿では「令」という。)によって定められており、これが事実上の、就学前教育及び学童保育に関する授業料（保育料）の上限額となる<sup>(80)</sup>。当該金額（月額）は、表3に示すとおりである。

## (2) 教育的保育

教育的保育は、1-12歳の子どもを対象とするため、就学前教育の類型であると同時に、学童保育の類型でもある。その具体的内容は、就学前教育の箇所(本章2(2))で述べたとおりである。

## (3) 開放余暇センター（開放余暇活動）

開放余暇センター（スウェーデン語を直訳すると「開放余暇活動」）(öppen fritidsverksamhet: [英訳] open leisure-time centre) は、10-12歳の学童のうち、余暇センター又は教育的保育の形態での保育・教育指導を必要としない者を対象とし

て提供される、学童保育の形態である。その任務は、学校とは異なる、子どもの発達と学習に有意義な、教育的なレジャー・学習・体験の機会を提供することを通じて、学校教育を補完することにある(学校法第25章第4条第2項)。このため、開放余暇センターの活動は、学校教育、余暇センターや、コミューンの青少年向けレジャー活動との連携が密接に図られている。参加に際して登録する必要はなく、参加時間や参加回数は、参加する子ども及びその家族に委ねられている。2009年12月15日現在、全国に640の開放余暇センターが設置されている<sup>(81)</sup>。

## おわりに

以上から看取できるように、スウェーデンでは、主として、0歳児については両親手当等を受給しての両親の出産・育児休業、1歳児については両親手当等を受給しての両親の育児休業

<sup>(80)</sup> 実際の各コミューンの授業料（保育料）は、これよりも低い水準である。

<sup>(81)</sup> “Tabell 2: Antal öppna fritidsverksamheter efter organisation samt efter öppethållande per vecka 1999-2009,” Skolverket [スウェーデン学校庁], “Öppen fritidsverksamhet år 2009.” 同庁ホームページ 〈<http://www.skolverket.se/sb/d/1739>〉

表4 スウェーデンの保育率（2009年10月15日現在）

（単位：％）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	7歳児	8歳児	9歳児
0.0	49.5	90.9	95.0	97.7	98.0	84.9	84.9	81.7	70.9

（出典）“Tabell 1B: Inskrivna barn efter ålder 2009. Andel av alla barn i befolkningen,” Skolverket[スウェーデン学校庁], “Barn och grupper i pedagogisk omsorg 15 oktober 2009.” 同庁ホームページ〈<http://www.skolverket.se/sb/d/3715>〉

とプレスクール、2歳児から5歳児についてはプレスクール、6歳児については就学前学級と余暇センター、7歳児から9歳児については基礎学校（義務教育）と余暇センターの形態により、親の就労・就学との両立を図りつつ、子どもの教育・保育が行われている。表4は、学校教育（基礎学校及び就学前学級）を除いた、何らかの形態の就学前教育又は学童保育に登録している子どもの人数が、同年齢の子どもの総数に占める割合、すなわち、スウェーデンの保育率を示したものである。

こうしたスウェーデンの子育て支援策の背景には、共働き夫婦（dual-earner family）を前提

とし、家庭と労働市場（仕事）の双方における男女同一の権利と義務を追求する、スウェーデンの家族政策<sup>(82)</sup>がある。これは、両立支援策を講じながらも、手厚い家族給付など子育てへの支援対策を通して、女性には家庭で育児を担うインセンティブも与えてきたフランスの家族政策<sup>(83)</sup>とは、アプローチを異にするものである。我が国の子育て支援策を構築する際には、本稿で紹介したスウェーデンの事例を始め、フランス等諸外国の事例を比較することが有用であるが、その際には、子育て支援策の背景に存在する、各国の家族政策の理念・方針まで踏まえた、総合的な検討が必要である。

（ひぐち おさむ）

<sup>82)</sup> Försäkringskassan, *op.cit.* (27), p.4.

<sup>83)</sup> 高橋美恵子「第3部第6章 3 日・仏・スウェーデン比較」内閣府政策統括官（共生社会政策担当）『平成17年度「少子化社会に関する国際意識調査」報告書』2006.3, p.231. 内閣府ホームページ〈<http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa17/kokusai/pdf/k-11-2.pdf>〉